

久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）

Kurume City Master Plan for Promoting Culture and Art

[令和8年度～令和12年度]

案

【概要版】

2026年（令和8年）3月

久留米市

久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）

1 策定の目的

久留米市では、市民の誰もが文化芸術に親しみ、自らの意思で積極的に文化芸術活動を行い、個性豊かな久留米らしい文化芸術の創造に取り組むまちづくりに寄与することを目的として平成18年に「久留米市文化芸術振興条例」を制定し、さらに、その条例に基づく「久留米市文化芸術振興基本計画」を平成19年から3期にわたり策定し、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の文化芸術政策を取り巻く環境が大きく変化していることをふまえ、令和8年度以降の文化芸術振興の新たな指針として、「久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）」を策定します。

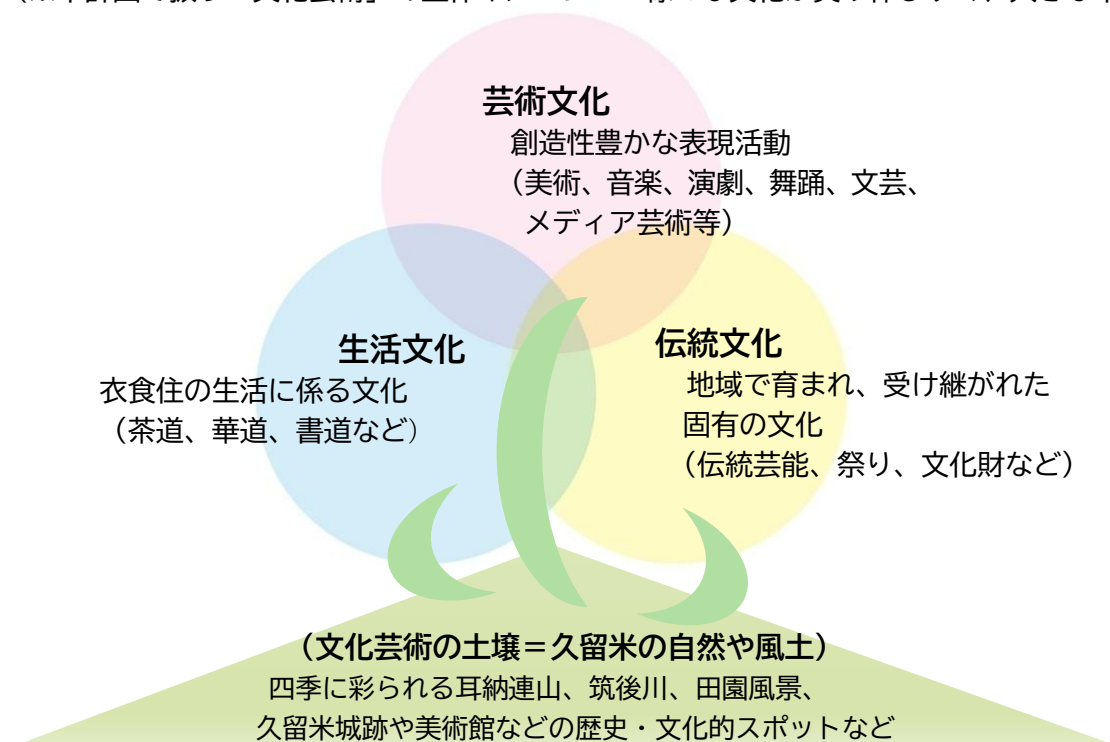
2 計画期間

本計画は市の総合計画「久留米未来デザイン計画2035」との連動性や整合性を確保するため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

3 文化芸術の範囲

本計画における「文化芸術」は、久留米市文化芸術振興条例に定める「芸術文化に限らず、地域の伝統や生活に根差した文化などを含む幅広いもの」とします。また、文化芸術基本法で例示される文化芸術の範囲を参考としつつ、本市の地域特性や社会変化などを考慮し、今後も柔軟に捉えていくものとします。

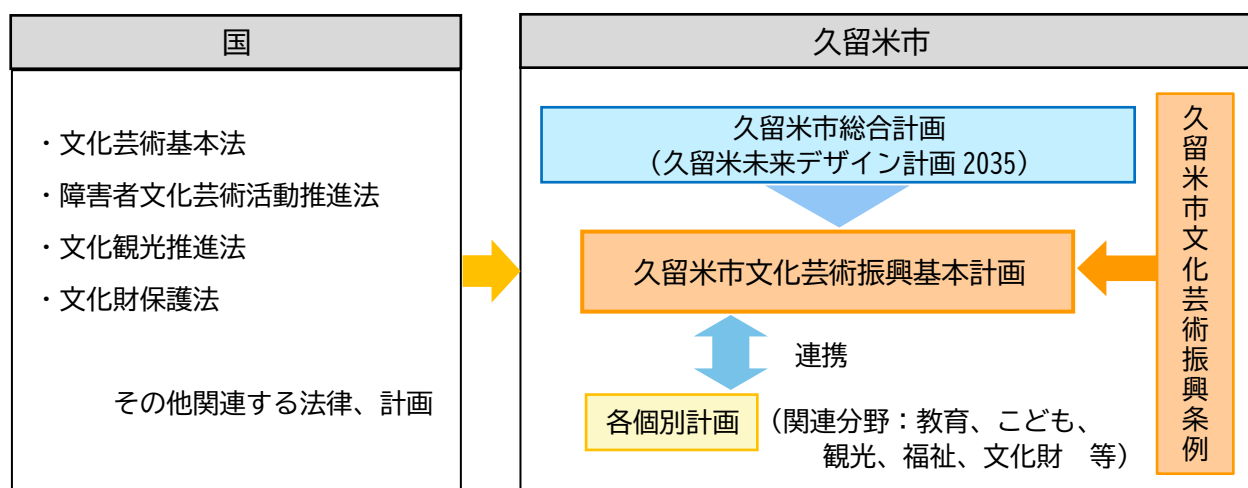
（※本計画で扱う「文化芸術」の全体イメージ＝様々な文化が実り伸びゆく、大きな木）



4 計画の位置づけ

本計画は、久留米市のまちづくりの総合的な方針を示す「久留米市総合計画（久留米未来デザイン計画 2035）」の分野別計画とし、本市の文化芸術の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置づけます。また、市の観光やまちづくり、福祉、教育、こども等関連する個別計画との連携を図ります。

さらに、国の関連法の上では、「文化芸術基本法」および「文化芸術推進基本計画」に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として策定するとともに、本計画より新たに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」および「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく、地方公共団体の「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」も兼ねるものとして位置づけます。



5 基本理念・目指すまちの姿

本計画の基本理念は、久留米市文化芸術振興条例の考え方と前基本計画の基本理念を引き継ぎ、コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つ力をより発揮できるような、市民が主役の楽しいまちづくりの計画とします。

〈基本理念〉

市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

また、基本理念の具現化に向けて本計画を推進していくにあたり、今後5年間で目指すまちの姿を次のように定め、様々な施策に取り組んでいきます。

〈5年後に目指すまちの姿〉

誰もが暮らしの中で文化芸術に触れ、
喜びや楽しみを感じられるまち

6 基本方針

前基本計画の4つの柱の要素を引き継ぐ、新たな4つの基本方針を設定します。

基本方針1 文化芸術を **楽しむ**

～市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会の充実を図る～

基本方針2 文化芸術を **育てる・支える**

～文化芸術の担い手を育成・支援する～

基本方針3 文化芸術を **守る・つなぐ**

～久留米の文化資源を次世代へ継承・活用していく～

基本方針4 文化芸術を **活かす**

～文化芸術の連携・協働により、地域の活力と魅力を創出する～

7 計画の体系

基本理念	市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米												
目指す まちの姿	誰もが暮らしの中で文化芸術に触れ、喜びや楽しみを感じられるまち												
基本方針	1楽しむ	2育てる・ 支える			3守る・ つなぐ			4活かす					
基本施策	1 誰もが文化芸術に身近に触れることができる機会の充実	1 将来の文化芸術の担い手となる人材の育成	2 文化芸術活動を支える環境や仕組みの構築	3 地域文化を支える市民団体等の活動支援	4 芸術家の発掘・顕彰と活動支援	1 文化財や伝統文化の保存・継承と、活用による郷土愛の醸成	2 郷土の歴史をふまえた特色ある美術コレクションの形成	3 地域の文化資源の活用によるまちの魅力向上	4 各文化施設の適切な維持管理	1 様々な団体等との連携によるまちの活力創出	2 石橋文化センターの文化資源を活かした魅力創出	3 久留米の文化芸術の効果的な情報発信	4 文化芸術を活用した、まちづくりや地域課題解決への取組

8 基本施策・主な取組

1 楽しむ ～市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会の充実を図る～

久留米シティプラザや石橋文化ホール、その他施設のホール等を活用し、市民に上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会をつくるほか、久留米市美術館では多彩な美術に触れる展覧会を開催します。

また、市民が自ら活動し発表する場を提供するなど、市民の様々な文化芸術活動を促進します。

特に、障害のある人については、国の「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画」に基づく「鑑賞・創造の機会の拡大」「作品等の発表の場の確保」を実現するための取組を進めながら、年齢や障害の有無、経済的状況などにかかわらず、市民の誰もが文化芸術を楽しむことができるような文化環境を創出していきます。

さらに、文化施設以外の場所でも、本市に根付いた音楽や美術、演劇、茶道・華道、謡曲などの多様な文化芸術に、市民の誰もが気軽に触れられるような取組を進めます。

- 基本施策1：誰もが文化芸術に身近に触れることができる機会の充実

2 育てる・支える ～文化芸術の担い手を育成・支援する～

文化芸術の将来の担い手を育成するため、こどもたちが文化芸術を鑑賞・体験するための取組を充実させ、文化芸術活動に取り組む若者を応援します。また、文化芸術コーディネーターや文化施設等の専門職員、運営サポーターなど、文化芸術活動を支える多様な人材の育成に取り組みます。

さらに、市民や文化芸術団体との協働に加え、様々な面から活動を支援することにより、本市の文化芸術の裾野を広げていくとともに、豊かな芸術的才能をもつ個人や団体を発掘・顕彰し、その活動を支援していきます。

- 基本施策1：将来の文化芸術の担い手となる人材の育成
- 基本施策2：文化芸術活動を支える環境や仕組みの構築
- 基本施策3：地域文化を支える市民や文化芸術団体等の活動支援
- 基本施策4：芸術家の発掘・顕彰と活動支援

3 守る・つなぐ ～久留米の文化資源を次世代へ継承・活用していく～

市の価値ある文化財や伝統文化を次世代に保存・継承し、積極的な広報・活用により地域の活性化に寄与します。久留米市美術館では、郷土ゆかりの美術コレクションを展示等で広く紹介していきます。

青木繁旧居と坂本繁二郎生家は、地域の文化資源として観光や美術分野の事業と連携した活用を図るほか、市民の文化芸術活動の拠点である各文化施設は、適切な維持管理に努めていきます。

- 基本施策1：文化財や伝統文化の保存・継承と、活用による郷土愛の醸成
- 基本施策2：郷土の歴史をふまえた特色ある美術コレクションの形成
- 基本施策3：地域の文化資源の活用によるまちの魅力向上
- 基本施策4：各文化施設の適切な維持管理

4 活かす ～文化芸術の連携・協働により、地域の活力と魅力を創出する～

市内にある多くの文化芸術資源を活かし、他の政策分野と連携して、まちの新たな魅力を創り、高めていきます。特に観光との連携では、久留米市美術館やシティプラザへ市内外から人を呼び込むためのPRの強化に取り組みます。

また、誰もが文化施設を利用しやすい環境づくりを図りながら、久留米の文化芸術の魅力を効果的に発信していくとともに、文化芸術を通じた相互理解やつながりを深めるための共生の取組等を積極的に実施していきます。

- 基本施策1：様々な団体等との連携によるまちの活力創出
- 基本施策2：石橋文化センターの文化資源を活かした魅力創出
- 基本施策3：久留米の文化芸術の効果的な情報発信
- 基本施策4：文化芸術を活用した、まちづくりや地域課題解決への取組

9 基本方針における評価指標

計画に掲げる施策の進捗状況を図る指標として、計画全体の進捗を評価する「全体指標」と、各方針の取組状況の参考とするための「参考指標」を設定します。

10 推進体制

それぞれの主体が、期待される役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことで、久留米市全体の文化芸術活動の推進を図っていきます。

- (1) 市民や文化芸術団体
- (2) 行政
- (3) 公益財団法人久留米文化振興会
- (4) 久留米市文化芸術振興審議会

11 計画の進行管理

評価指標に基づき、本計画の取組の進捗状況について点検・評価し、次の事業展開へと活かしていくPDCAサイクルによる実効的な計画推進を図ります。